

小規模な保育事業に関する質保証

— イギリスにおける乳幼児期保育事業を対象とした査察を参考に —

Quality Assurance of Small Childcare Services: Based on Early Years Inspection in England

水 森 ゆりか*

(令和2年1月29日受理)

要約

近年、小規模保育等を増やすことにより待機児童の解消を図ることなどを目的に、地域型保育事業が導入された。同事業が今後発展していくためには、その保育の質に関する評価を充実させていくことが重要であろう。そこで、本稿では、小規模な保育事業に関する質保証に関して積極的な取り組みが行われているイギリス（イングランド）のしくみを概観した。

イギリスでは、小規模保育事業に対して、保育所と同様の基準で評価が行われており、子どもの豊かな成長、発達を促す環境であるか等が総合的に評価されている。我が国においても、良い事例の普及や総合的な評価のために、第三者評価義務化の必要性に関する検討が必要であろう。

キーワード：小規模な保育事業の評価、イングランド、乳幼児期保育事業に対する査察

keywords : evaluation of small childcare providers, England, early years inspection

1. はじめに

平成27年4月1日より子ども・子育て支援新制度が施行され、認定こども園、幼稚園、保育所に加えて、原則0～2歳児の受け皿として地域型保育事業が開始されている^{*1}。これは、都市部では、小規模保育等を増やすことにより待機児童の解消を図ること、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等との連携を図りながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指したものである。

地域型保育事業の事業者数を見てみると、平成30年現在、5,814か所となっている。なお、保育所等は27,916か所、幼稚園型認定こども園等が1,033か所となっている¹。また、利用児童数に関しては、地域型保育事業を利用している児童数は71,719人である。0～2歳に限定した上述の事業や施設を利用している子どもの数の合計は1,071,261人²であるため、地域型保育事業を利用している児童の割合は6.7%となり、一定の割合を

占めていることがわかる。

地域型保育事業には、4つの事業類型があり、その特徴は表1の通りである。

類型別の認可件数については、平成28年度4月1日現在、小規模保育事業2,429件、家庭的保育事業958件、事業所内保育事業323件、居宅訪問型保育事業9件となっており⁴、小規模保育事業が最も多くなっている。

以上のように、従来は幼稚園、保育所、認定こども園が主であった保育を実施する主体が、より多様になってきている。このような保育を担う設置主体の多様化は、利用者である保護者に選択の幅をもたらすが、いかに保育の質を保障していくのかといった議論も同時に重ねられる必要があると妹尾・湯澤は指摘している⁵。

次に、地域型保育事業に関する先行研究を概観したい。白幡・林は、日本における家庭的な保育事業に関する研究成果は多いとは言えないと指摘している。そのうえで、日本の地域型保育事業に

(*みずもりゆりか 兵庫大学短期大学部非常勤講師 教育行政学)

表1 地域型保育事業の類型³

	事業主体	保育実施場所等	職員資格
小規模保育事業	市町村、民間事業者等	保育者の居宅、その他の場所、施設 認可定員は6～19人	A型（保育所分園、ミニ保育所に近い類型）は、保育士 B型（中間型）は、2分の1以上が保育士 C型（家庭的保育に近い類型）は、家庭的保育者
家庭的保育事業	市町村、民間事業者等	保育者の居宅、その他の場所、施設 認可定員は1～5人	家庭的保育者 （市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者）
事業所内保育事業	事業主等	事業所の従業員の子ども＋地域の保育を必要とする子ども（地域枠）	原則保育士
居宅訪問型保育事業	市町村、民間事業者等	保育を必要とする子どもの居宅	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

における実態について調査を行い、小規模保育事業には個を大切にできる保育が実施できる等のメリットがある一方で、研修の徹底、運営の安定化、施設設備の整備、連携保育所のサポートや保育者研修の充実等、課題も多いことを明らかにしている⁶。

白幡・林が指摘するような多くの課題を抱えた日本における地域型保育事業の質をどのように向上させていくかを考えるうえで参考になり得るのが、イギリスの取り組みである。なお、本稿でのイギリスとは、特にことわりのない限りイングランドを指しており、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドはそれぞれ独自の制度を有している。イギリスでは、政府機関が学校査察と並んで学校以外の小規模な保育事業に対する査察も担っており、小規模な保育事業に関する質保証のための取り組みも積極的に行われている。イギリスにおける保育の質保証に関する研究に関しては、以下のものがある。埋橋は、我が国の幼稚園や保育所において「自己評価」等の用語の概念規定が不明確なまま評価作業が進行しているとの問題意識に基づき、イギリスの「自己評価」に着目し、イギリスの保育評価システムの概要を示し、わが国の幼児教育・保育の評価に関して示唆を得ている⁷。また、妹尾・湯澤は、イングランド国内にお

ける保育学校（Nursery school）の保育者にインタビューを行い、Ofstedによる学校監査の現状と課題を保育者の視点から明らかにしている⁸。これらの研究は、日本における幼稚園や保育所における評価に関してイギリスから示唆を得ようとするもの、あるいは、イギリスにおける学校監査に焦点を当てたものである。すなわち、イギリスにおける小規模な保育を対象とした査察を取り上げたものでない。

また、楯は、日独英における家庭的保育に関して、制度化の経緯や対象年齢、資格要件などの制度と運営の概要を示し、比較を行っている⁹。しかしながら、家庭的保育の運営がどのように評価されるのかについては、あまり言及されていない。

そこで、本稿では、イギリスにおける小規模な保育事業に対する査察のしくみ等を見ることによって、日本の地域型保育事業の質保証に関して、若干の示唆を得ることを目的とした。

2. イギリスにおける保育の概要

2-1. 保育のしくみの概要

ここでは、イギリスにおける現行の保育の概要について述べていくが、これに先立って、イギリスにおける保育の質保証の歴史的経緯に関して楯・Heveyに従って、概観しておきたい¹⁰。イギ

リスにおけるケアの規制は、1948年の「ナーサリー（託児施設）及びチャイルドマインダー規制法」が最初であった。ただし、この規制は公衆衛生の枠組みで作られたものであり、子どもの身体的なケアや施設の衛生・安全性に焦点を当てたものであり、刺激や遊び、学びという側面には、全く注意が払われていなかった。当時のチャイルドマインダーは、職業訓練を受けておらず、公的な支援もなく、ほとんどが登録を行っておらず、提供されるケアの質は概ね貧弱であった。このような状況の改善を図るために、1989年には、1989年児童法によって、地方当局の監督機関としての義務と8歳未満の子どものケアに従事する大人の適切性を判断する義務が規定された。しかしながら、地方当局ごとに監査の性格や頻度が異なるなど、一貫性に欠けるという課題があった。

1997年に労働党政権が誕生すると、保育の質の向上が優先事項に据えられた。後述する Ofsted が全国150の地方当局からデイケアとチャイルドマインディングに対する規制及び監査の権限を引き継ぎ、統一された単一の登録・規制・監査制度が確立された。それによって、全国のあらゆる幼児教育施設とケア施設に同一要件を公平かつ徹底的に適用することをめざしたのである。

ここからは、イギリスにおける現行の保育のしくみの概要について述べたい。イギリスにおいて、誕生から5歳未満、すなわち就学前の子どものケアや教育を提供する主体として、まず学校部門（school sector）がある。学校部門では、公営（state-funded）の保育学校（nursery schools）や公営初等学校の中の幼児クラスなどがある。また、多くの独立学校で（independent schools）にも、幼児のためのクラスがある¹¹。

他方、学校部門以外では、主に4つの主体が保育を担っている。第1に、非家庭的施設におけるチャイルドケア（childcare on non-domestic premises）である。これには、私立の施設であり、保育所（nurseries、pre-schools）などである。第2に、チャイルドマインダー（childminders）である。チャイルドマインダーは、対価を得て、子どもの自宅以外で、1人以上の子どもの世話をす

る。第3には、家庭的施設におけるチャイルドケア（childcare on domestic premises）である。これは、4人以上の保育者が子どもの自宅以外の家庭で子どもの世話をするという形態である。第4には、ホームチャイルドケアラー（ナニー）（home childcarers（nannies））である。ホームチャイルドケアラーは、主に子どもの自宅で0歳から18歳までの子どものケアを行う¹²。これらのうち、チャイルドマインダー、家庭的施設におけるチャイルドケア、ホームチャイルドケアラーが小規模な保育にあたる可言えよう。

教育省（Department for Education, DfE）の報告書¹³に基づいて、2016年現在の施設数などについて見てみると、公営保育学校、あるいは、幼児クラスや4～5歳児クラスを有する公営初等学校が17,900、非家庭的施設におけるチャイルドケアに関しては、就学前の子どもの終日のケアを提供している施設が15,800（就学前の子どもの対する短時間のケア（開始・終了時刻は固定）を提供している施設が17,600、就学前の子どもの対象の短時間ケア（開始・終了時刻は個々の子どもによる）を提供している施設が12,100。ただし、1つの施設がこれらの形態を複数採用している場合もある）、チャイルドマインダーが46,600となっている*²。なお、家庭的施設におけるチャイルドケアやホームチャイルドケアラーに関しては、この報告書では言及されていないものの、家庭的施設におけるチャイルドケアについては、220の事業者が Ofsted に登録をしている¹⁴。また、ホームチャイルドケアラーについては、登録は義務ではないものの、10,700の事業者が Ofsted に登録を行っている¹⁵。登録のしくみについては後述する。

また、利用者数については、公営保育学校、あるいは、公営初等学校内の幼児クラス、4～5歳児クラスに通う子どもが1,053,200人、非家庭的施設におけるチャイルドケアに関しては、5歳未満の終日利用者が555,600人、短時間利用者（5歳未満）が220,800人、チャイルドマインダーの終日利用者（5歳未満）が121,400人となっている¹⁶。

このように、Ofsted に登録を行っていない事業

者もあること、あるいは、終日利用、短時間利用など様々な形態があることなどから、イギリスにおける保育の全体像を把握することは容易ではないものの、チャイルドマインダーなどの小規模な保育もイギリスの保育において重要な役割を担っていることがわかる。

2-2. Ofsted の役割

これらの保育を担う事業者の質保証に関わっているのが政府機関である教育水準局（Office for Standards in Education, Children's Services and Skills, Ofsted）である。Ofsted の役割は、教育やチャイルドケアなどを担う機関が子どもたちや生徒のために高い水準を達成できるようにすることである。具体的な権限としては、学校やチャイルドケアを行う機関に対して査察（inspection）を行うこと、教育の質の向上に資するために査察から明らかになったことを報告書として公表すること、教育やチャイルドケアを提供する機関の有効性について政策立案者に情報を提供することなどである¹⁷。

学校部門以外の保育を担う事業者は、Ofsted に登録を行うことを義務づけられている。誕生から5歳の8月31日までの子どものケアを行う事業者は、乳幼児期事業者登録（Early Years Register, EYR）を行う。他方、誕生から18歳未満の子どものケアを担う事業者は、チャイルドケア事業者登録（Childcare Register, CR）を行うことになっている。CRには、2種類あり、チャイルドケア事業者義務登録（Compulsory Childcare Register, CCR）とチャイルドケア事業者任意登録（Voluntary Childcare Register, VCR）である。CCRは、5歳の誕生日を迎えた以降の9月1日から8歳の誕生日までの子どものケアを担う事業者を対象としたものであり、登録は義務である。一方で、VCRは、ホームチャイルドケアラーや8歳以降の子どもに対するケアを行う事業者を対象とした登録であり、登録は任意となっている¹⁸。

Ofsted に登録するにあたっては、多岐にわたる要件を満たす必要がある。たとえば、EYRを行っている者は、乳幼児期基礎段階（Early Years

Foundation Stage, EYFS）のための法的枠組み（Statutory framework for the early years foundation stage）¹⁹における「学習と発達」、「安全対策（safeguarding）と福祉」における要件を遵守することを求められている。それぞれの内容を概観すると、「学習と発達」では、学習と発達の領域、さらに、それぞれの領域における目標が示されている。また、「安全対策と福祉」では、子どもの保護、子どもに関わる人がふさわしい人であること、登録の取り消し、職員による薬物等の使用の禁止、職員の資格・研修・支援・技能、職員対子どもの割合、子どもの健康、施設・環境・備品の安全性や適切性などについてそれぞれ詳細が定められている。

3. Ofsted による、チャイルドケアの質に関する査察

3-1. 査察のしくみ

前述した保育を担う事業者などは、Ofsted の査察を受ける。本稿では、学校部門以外の事業者に対する Ofsted による査察に限定して述べることにする。なお、学校部門についても概要のみ説明しておく、公営学校における幼児教育に関しては、学校査察（school inspection）の一環として、Ofsted による査察が実施される。また、独立学校に対しては、独立学校協議会（Independent Schools Council, ISC）に加盟している学校に対しては、独立学校評価機構（Independent Schools Inspectorate, ISI）が査察を行い、ISC に加盟していない学校に対しては Ofsted による査察が行われることになっている。

学校部門以外の事業者に関しては、共通の枠組みに基づき査察が実施される。すなわち、非家庭的チャイルドケアを提供する事業者、より小規模な保育形態の事業者が同様の枠組みに基づいて評価を受けることになっている。2017/18年に行われた査察の件数は、非家庭的施設におけるチャイルドケアに対してが7,330件、チャイルドマインダーに対してが7,330件、家庭的施設におけるチャイルドケアに対してが53件である²⁰。ホームチャイルドケアラーに関しては記述がない。ホーム

チャイルドケアラーのような任意の登録を行っている事業者に対しても査察が行われるが、数は少数である。

以下、査察のしくみや手順等に関して、Ofstedが発行しているハンドブック²¹に基づいて説明していくことにする。査察は、4年に1回の頻度で実施され、新しく登録された事業者に関しては、登録から通常30カ月以内に最初の査察が行われる。また、査察の結果がそれ以降の査察の頻度に影響するというしくみになっている。たとえば、査察において「不十分である (inadequate)」という4段階中最も低い評価を受けた場合、6カ月以内に再び査察を受けることになる。また、2番目に望ましくない評価にあたる「改善が必要である (require improvement)」と評価された非家庭的施設におけるチャイルドケアを担う施設に対しては、12カ月以内に再度査察が行われる。また、「改善が必要である」と判断されたチャイルドマインダーに関しても12カ月以内に査察が行われる場合がある。

指摘された改善事項が次回の査察までに対処されているか否かという点も重視され、「改善が必要である」という評価が2回連続し、その次の査察においても改善が見られない場合は、「不十分である」という評価が与えられることになる。同様に、「不十分である」という評価を2回受け、次の査察においても改善の兆候が見られないケースについては、登録が取り消される可能性が高くなる。

査察は、通常1人の査察官 (inspector) によって行われる。査察官として働くためには、イギリスあるいは英連邦の国民であることが求められる。(ここでのイギリスとは、イングランドの他、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドを含む。) また、犯罪歴等のチェックを受けることが義務づけられている。査察官に求められている資格等に関しては、①教育、チャイルドケアなどの分野の学位、②教員の資格、③学校改善等の実績、④子どもの発達や法令などについての最新の知識となっている。なお、査察官には、勅任視学官 (Her Majesty's Inspector, HMI) と規制査察官

(regulatory inspector) の2種類があるが、HMIとして働くためには、校長など管理職として少なくとも5年間勤務した実績も求められている。さらに、要求される技能や知識を要約すると、①自律的に働く能力、②几帳面であり、細部にまで注意を払えること、③思考力、④優れたコミュニケーション能力 (書く、話す)、⑤傾聴する能力、⑥分析力、⑦ストレスが多い状況でも辛抱強く、穏やかでいられる力、⑧コンピュータを活用できる能力などとなっている²²。

3-2. 査察の手順

次に、査察の手順の概要について述べたい。査察前には、査察官は査察を行う事業者の情報を収集し、準備を行う。たとえば、登録の内容、前回の査察時に作成された査察報告書、ウェブサイトに掲載されている情報などをもとに査察を行う事業者の概要を把握する。当該事業者に対しては、査察の1日前に電話で査察が行われることが通知される。

査察は通常1日で行われるが、査察に費やされる時間は施設等の規模により変わり、3～6時間程度となっている。査察においては、評価を行うための様々な証拠を収集することを目的として表2にまとめたような活動が行われる。また、各施設等のリーダーを務める者は提供されている教育の質、あるいは、どのように改善点に対処していくべきかを知っている必要があるということから、リーダーが当該施設等に関する的確な評価を行うことができているかどうかについても見極められる。これは、査察官がリーダーと共に教育や

表2 査察中に行われる活動²³

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・遊んでいる子どもたちの観察 ・子どもたちや保育者との対話 ・保護者の意見の聞き取り ・保育者と子どもたちの関わりを観察 ・子どもたちの理解のレベルや学習への関わりについての評価 ・保育者からの聞き取り (子どもたちが何を覚えており、何ができるかなどについてどのように評価しているか) ・保育者のEYFSカリキュラムの知識についての評価 |
|--|

ケアの質、子どもたちのニーズをどの程度満たしているかなどに関して議論をすることによって行われる。

査察の最後には、査察官からフィードバックが提供され、当該事業者の強みや改善点が伝えられる。そして、査察後には、査察報告書が執筆され、Ofsted のウェブサイトでも公開される。

3-3. 評価が行われる領域と基準

評価は、以下の5領域に関して行われる。①教育の質、②行動と態度、③個人の発達、④リーダーシップとマネジメント、そしてそれらを総合的に考慮して判断される⑤総合評価である。また、これらの領域が①優れている (outstanding)、②良い (good)、③改善が必要である (require improvement)、④不十分である (inadequate) という4段階で評価される。そして、それぞれの領域における4段階それぞれの詳細な状態が示されたルーブリックが用意されている。一例として、「教育の質」、「行動と態度」における「①優れている」と評価される状態をまとめたものを表3に示すこととする。子どもたちが質の高い経験をし、成長できる環境であるかどうかの評価されることがわかるであろう。

査察の全般的な結果について示すと、2018年8

月31日現在で、チャイルドマインダーに関しては、16%が「優れている」、78%が「良い」、5%が「改善が必要である」、1%が「不十分である」と評価されている。また、非家庭的施設におけるチャイルドケアに関しては、「優れている」が23%、「良い」が72%、「改善が必要である」が4%、「不十分である」が1%という割合になっている²⁴。

3-4. 子どもたちの安全や福祉が脅かされるケースへの対応

総合評価が決定される際には、上記の4つの領域に加えて、子どもたちの安全対策の有効性も非常に重視されている。もし、事業者が乳幼児基礎段階のための法的枠組みにおける「安全対策と福祉」に関する要件を満たしておらず、子どもたちの健康、安全、福祉に重大な影響が及ぶ可能性がある場合には、査察官が福祉の必要条件に関する通告 (welfare requirement notice, WRN) を行うことがある。WRNには、事業者が期日までに達成しなければならない行動が示されている²⁶。査察の結果は、地方当局 (Local Authority, LA) にも通知され、事業者は、必要に応じてLAによる支援や研修などを受けながら改善を行っていくことになる²⁷。

通告を受けた事業者に対しては、その改善の進

表3 「教育の質」、「行動と態度」における「①優れている」と評価される状態²⁵

<p>「教育の質」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムの趣旨が実践に表れている。保育者の実践から、彼らがカリキュラムの趣旨等についての共通理解を持っていることが明らかである。保育者の子どもたちとの相互作用の質が高く、カリキュラムの趣旨に沿っている。 ・将来の学習に向けた十分な知識や技能を身につけるために、子どもたちが経験を積めるようになっている。 ・カリキュラムが効果的である。子どもたちは、課題に集中して取り組んでいる。不利なバックグラウンドを持った子どもたちもうまく成長している。特別な教育ニーズを持った子どもたちも発達している。 ・子どもたちは、効果的なコミュニケーションを可能にする新しい語彙を使っている。彼らは自信を持って流暢に話し、将来の学習の基礎を培っている。
<p>「行動と態度」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちは、一貫して他人に対して十分な敬意を持っている。子どもたちは、社会的状況において、十分な自信を持っている。子どもたちは、なぜ行動に関する規則があるのかを理解し、自らの行動が他人に及ぼす影響について理解している。 ・子どもたちは意欲があり、喜んで他人と協力している。子どもたちは、遊びや学びに対して一貫して積極的な態度を取っている。 ・子どもたちは、困難に直面しても、自制することができ、一生懸命である。これが難しい時には、保育者が即座に効果的に行動し、子どもたちをサポートしている。

捗状況のモニタリングが Ofsted によって行われる。これは、法令遵守のための訪問 (compliance visit) と呼ばれる。法令遵守のための訪問によって、十分な改善が行われたと判断された場合には、再び査察が行われ、改善状況の最終的な確認が行われることになっている²⁸。これとは逆に、指示された事項が期日までに達成されない場合には、法律違反になる。また、子どもたちが危険にさらされている場合には、登録の一時停止 (suspension of registration) が行われる。さらに深刻なケースでは、登録の取り消し (cancellation of registration) が行われる場合もある²⁹。

さらに、定期的な査察以外にも、必要に応じて Ofsted による訪問や臨時の査察が行われる場合がある。たとえば、職員による重大な危害あるいは虐待、重大な事故やけが、病気、食中毒など子どもに害が及んだ場合には、事業者は14日以内に Ofsted に報告することになっている。また、第三者からの情報が寄せられる場合もある。このような場合には、Ofsted は提供された情報を精査し、しかるべき対応を検討する。そこで緊急の対応が必要と判断された場合には、優先的な査察 (priority inspection) が行われる。また、そうでない事例に関しては、当該情報が記録に残され、次回の査察時に参考にされることになっている³⁰。

4. まとめに代えて

以上、イギリスにおける小規模な保育事業に対する評価のしくみを見てきた。第三者評価機関が存在しているイギリスのしくみが直接的に参考にならないのは言うまでもないが、イギリスにおける評価のしくみを参考にしながら我が国における小規模な保育事業の評価のあり方について若干の考察をしたい。

イギリスでは、すべての小規模保育事業を網羅しているわけではないものの、小規模な保育事業に対しても、保育所と同様の枠組みに基づいて評価が行われており、基準を満たしておらず改善が見込めない場合には、登録の取り消しも含めた厳格な措置が講じられることになっている。また、

イギリスの場合、子どもの安全対策に関わることのみならず、子どもが豊かな経験ができていないか、子どもが学び、成長できる環境にあるかどうかなどが査察において総合的に評価されている。

日本においても、地域型保育事業における評価のさらなる充実が求められよう。尾木・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が指摘するように、地域型保育事業は保育所と並ぶ認可事業として位置づけられたものであり、保育所に入所できるまでの「つなぎの役割」ではなく、保育所と同じ質の保育が提供されることが必要である³¹ことは言うまでもない。そのためには、まず地域型保育事業に義務づけられている自己評価の充実が求められよう。たとえば、地域型保育事業の従事者を対象とした評価に関する研修の充実などが必要であると考えられる。これに加えて、現在は努力義務となっている第三者評価を義務化する必要性についても検討される必要がある。池本は、幼児教育・保育施設に関する第三者評価制度を国に一元化し、その受審をすべての施設に義務付けることを主張している。そして、その理由の1つとして、一元的に集約された評価結果を分析し、政策立案と遂行に活かしていただけること、また、ある地方自治体の優れた施設の事例を全国的に広めるのが容易になることをあげている³²。この優れた実践の普及という点は、とりわけ地域型保育事業に関して効果的であると考えられる。地域型保育事業は近年普及しつつある制度であり、保育実践上の課題やその解決策の共有が求められるからである。

さらに、日本においては、地域型保育事業者による子どもの事故防止対策などについては、市町村の指導監査によってチェックが行われることになっているものの、子どもの成長や発達を促進する保育が行われているかなどについての評価は、自己評価に委ねられているのが現状である。地域型保育事業者の様々な面に関する総合的な評価をいかなる形で行うべきかが検討される必要がある。

本稿では、イギリスにおける小規模な保育事業に対する査察のしくみを概観し、日本における第

三者評価義務化に関する検討の必要性を指摘するにとどまっている。今後、第三者評価義務化の必要性の有無、義務化するならばいかなる機関がどのような手法で行うべきなのかなどについての検討を進めていきたい。また、本稿において、チャイルドケアを担うすべての施設が査察の対象になっているわけではないことが明らかになったが、査察の対象になっていない事業者に対してどのような質保証の取り組みが行われているのかを明らかにしていくことも日本への示唆を得るうえで必要であると考えられる。これらを今後の課題としたい。

〈脚注〉

- * 1 ただし、3歳以上の幼児に係る保育体制が整備されていない地域においては、3歳以上の幼児も対象とすることができる。
- * 2 チャイルドマインダーの数は、後述するOfstedに登録を行っている事業者の数である。チャイルドマインダーは、チャイルドマインディングエージェンシー (childminding agency) に登録することを選択することもできるが、その事業者の数は含まない。

〈引用文献〉

- 1 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(平成30年4月1日)」、p.3
- 2 同上、p.4
- 3 内閣府・文部科学省・厚生労働省「子ども・子育て支援新制度ハンドブック 施設・事業者向け(平成27年7月改訂版)」平成27年、pp.11-12をもとに筆者作成
- 4 厚生労働省「地域型保育事業の件数について(平成28年4月1日現在)」
- 5 妹尾華子、湯澤美紀「イングランドにおける学校監査を通じた保育の質の評価 ―保育者が語る現状と課題―」『保育学研究(日本保育学会)』第56巻第1号、2018年、p.80
- 6 白幡久美子、林陽子「地域型保育事業における保育の質及び現状と課題」『中部学院大学・中部学院大学短期大学部 教育実践研究』第2巻、

- 2017年、pp.87-96
- 7 埋橋玲子「幼児教育・保育における「自己評価」の検討 ―イギリスの評価システムに注目して―」『四天王寺大学紀要』第49号、2010年、pp.183-195
- 8 妹尾・湯澤、前掲論文
- 9 梶瑞希子「日独英3か国における家庭的保育の現状と課題(1) ―3歳未満児の保育拡充策と家庭的保育の位置づけ―」『聖徳大学研究紀要』第27号、2016年、pp.19-26
- 10 梶瑞希子・Denise Hevey「保育の質保証制度整備 ―イギリスOfsted 保育監査事業の経験―」『聖徳大学児童学研究所紀要』第18号、2016年、pp.137-139
- 11 Ofsted, Childcare providers and inspections, 2018, p.10
- 12 Ibid., p.3
- 13 DfE, Survey of Childcare and Early Years Providers, England, 2016, 2017, pp.18-19
- 14 Ofsted, The Annual Report of Her Majesty's Chief Inspector of Education, Children's Services and Skills 2017/18, 2018, p.31
- 15 Ofsted, 2018 (Childcare providers and inspections), p.4
- 16 DfE, op.cit., pp.37, 39, 41
- 17 Ofsted ウェブサイト (<https://www.gov.uk/government/organisations/ofsted/about> 2019年10月20日閲覧)
- 18 Ofsted, 2018 (Childcare providers and inspections), p.13
- 19 DfE, Statutory framework for the early years foundation stage, 2017
- 20 Ofsted, 2018 (The Annual Report), p.31
- 21 Ofsted, Early years inspection handbook for Ofsted registered provision, 2019
- 22 イギリス政府ウェブサイト (<https://nationalcareers.service.gov.uk/job-profiles/ofsted-inspector> 2019年8月26日閲覧)
- 23 Ofsted, 2019, p.14
- 24 Ofsted, 2018 (The Annual Report), p.32
- 25 Ofsted, 2019, pp.33, 37

- 26 Ofsted, Early years compliance handbook, 2019, p.51
- 27 Ofsted, The next steps: when a provider is judged inadequate or is not complying with requirements, 2015, p.5
- 28 Ibid., p.4
- 29 Ofsted, 2019 (Early years compliance handbook), pp.51, 55, 66
- 30 Ibid., pp.15-22
- 31 尾木まり、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社「平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 子育て支援員研修におけるeラーニングの受講方式の活用等に関する調査研究 子育て支援員研修（地域保育コース 地域型保育選択科目） 地域型保育の概要 サンプル版動画 研修用レジメ」平成31年、p.26
- 32 池本美香「保育の質の向上に向けた監査・評価の在り方」『JRI レビュー（株式会社日本総合研究所）』 Vol.4, No.34, 2016年、p.117

